

各市町村長 様  
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 徳田 秋  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度の「中間報告」も「負担増か医療抑制か」の二者択一をせまり、後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、2012年4月からの介護保険制度改定にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、料理・買い物・掃除など生活援助は保険給付外とするなど給付制限をすすめています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

### 【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

#### ★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

関係法令を遵守し、各種社会保障施策の充実に努めています。

②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

国の施策を基本に、実施していきます。

③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

国保、介護保険サービスについては法令に従っていますが、制限に係らないよう税、料の勸奨を行い不利益が生じないよう配慮しています。

#### 【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

##### 1. 安心できる介護保障について

##### (1) 介護保険について

★①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

法令の範囲内で実施しています。

★ ②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

法令の範囲内で実施しています。

③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

厚労省通知にしたがっておりサービス制限はありません。

★④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

施設入所者待機者が多数いることは認識しています。特別養護老人ホーム建設は、尾張中部福祉圏域の2市1町で社会福祉法人西春日井福祉会を設立し、第5特養の建設が決まっています。その他施設整備については、町単独で行うことは考えていません。

★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

財政的な支援をする考えはありません。

## (2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

法定外給付として、昼食と夕食を利用できる配食サービス事業を365日行っています。また、社会福祉協議会の事業として、ふれあい食事会(年4回)と、地域ボランティアによるいきいきふれあい食事会(年6回)が実施されています。

★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

法定外給付として、緊急通報システム事業を行い、一人暮らしの方の安否確認を行っています。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

豊山タウンバスを運行しています。ルートは小牧市民病院～豊山町内～県庁～栄間です。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

高齢者の憩いの場として、町内3箇所に総合福祉センター(しいの木、さざんか、ひまわり)を設置しており風呂、マッサージ機などでリラックスしていただくことが出来るようになっています。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

町単独で行うことは困難です。

## ★(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

所得税法施行令第10条及び地方税法施行令第7条又は第7条の15の8の規定に基づき、要介護1以上の者を障害者控除の対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

対象となる要介護認定者に対して、障害者控除対象者認定申請書を個別に送付しています。

## 2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

後期高齢者医療対象者の医療費負担は国の制度に準じます。したがって医療費負担を無料にすることはできません。町ではひとり暮らし非課税者を対象としています。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

資格証明書の発行は、市町村と十分に調整した上で広域連合の権限で行われます。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

65～74歳の障害者は条例上、障害者医療費助成制度の適用除外となっていますので、この制度を適用することはできません。

## 3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

平成21年4月1日から中学校卒業までの医療費無料制度(現物給付)を実施しています。

★②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

妊婦健診の助成を、初回を含め14回実施しています。

③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

就学援助制度の対象は生活保護基準額の1.2倍で、申請受付の窓口は町窓口です。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

無料については、考えていません。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

国で鋭意検討されており、その推移を注視していきます。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

町では保険税の引き上げを押さえ、税の不足分をすべて、一般会計からの繰り入れで賄っています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

現状の国保財政では困難です。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

現在、検討中です。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

現在、検討中です。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

資格証明書の交付は、法で定まっています。何度呼びかけても連絡がない、或いは保険証を取りに来ない方もいます。こうした方々には警告文を發し納税相談を呼びかけていますが、それでも応じない方がいます。こうした方には資格証明書を交付せざるを得ません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

滞納者の対しても納付制限は行っていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

納付状況や納税相談を通して、適宜配慮しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

滞納者には、納税相談の機会を設け、生活実態を勘案しながら対応しています。差し押さえは悪質な滞納者に対する最終的な手段と捉えています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

現在、検討中です。

## 5. 障がい者施策の充実について

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

障害者自立支援法に基づき実施します。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

障害者自立支援法に基づき実施します。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

事業費は状況に応じ、対応しています。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

障害者自立支援法に基づき実施します。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

障害者自立支援法に基づき実施します。

②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

町単独での整備は困難なため尾張中部福祉圏域で考えていきます。

## 6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、

実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

がん検診は年1回有料で実施、歯周疾患検診は年1回無料で集団検診にて実施しています。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

30歳代を対象に成人健康診査を集団検診で実施しています。検診料1,300円

## 7. 予防接種について

★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

現在実施しておりません。

②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

市町会として要望をまとめて要望を提出することが有効と考えます。

## 8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

関係法令に基づき、県福祉事務所の指導の下、対応しています。

②就労支援や生活指導を個別にいていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

職員の増員に関しては、生活保護のみを取り出して論議はできません。町全体の職員定数の位置づけの中で検討します。

**【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。**

### 1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。

⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

特に考えていません。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

特に考えていません。

## 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

特に考えていません。

以上